

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から47年3月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

20歳になった時には、国民年金に加入していなかったが、昭和47年6月ころ、家計を仕切っていた父が、国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって納付可能な期間の保険料を納付してくれていたことを記憶している。また、申立期間当時の世帯の家計については、A業のほか、父がB職を営んでいたもので、資力も十分にあった。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和47年6月29日から同年同月30日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、事実、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、47年6月30日に、36年8月から45年3月までの保険料を第1回特例納付により納付していることが確認できることから、第1回特例納付の納付書と併せて申立期間の過年度納付書が発行されたものと推認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は両親及び兄夫婦と生計を同じくし、世帯の年収は、A業のほか、その父のB職の収入があり、生活状況に大きな変化が認められない。また、昭和47年6月に、A業代金の前払金が入り、事実、第1回特例納付の保険料として4万6,800円(104月分)を納付していることから、申立期間の保険料1万200円を一括して納付するだけの資力を有していたと

ものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで  
昭和48年に国民年金の加入手続を行い、その後、A市役所B支所において保険料を納付した。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録により、申立期間直前の昭和49年4月から50年3月までの納付記録が、平成21年9月に追加されていることが確認できることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われなかったことが推認できる。

さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA市が管理する国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 947

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで  
社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
申立期間については、私が、夫婦二人分の保険料を納付しており、夫については、申立期間の保険料が納付済みとなっている。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間について、その夫の保険料と一緒に納付していたと主張しており、事実、その夫に係る申立期間の保険料については納付済みとなっていることから、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年3月30日）及び資格取得日（40年4月1日）を取り消し、申立期間のうち、38年3月から39年9月までの期間に係る標準報酬月額を1万円、同年10月から40年3月までの期間に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月30日から40年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和38年3月10日から42年9月1日までの期間のうち、38年3月30日から40年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和38年3月10日に入社してから42年9月1日に退職するまで、継続して勤務していたことは間違いなく、証拠書類として在籍証明書と申立期間中の38年11月3日に撮影された社員旅行の写真を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書及び申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間を含むその前後の期間に、A社において、厚生年金保険被保険者資格を複数回取得している者が5人いることが確認できることから、それらの者に照会したところ、全員から回答があり、全員が、同社において複数回、入退社を繰り返していたことがある旨を証言しており、勤務実態があるにもかかわらず、同社において一度取得した被保険者資格を喪失している者は、申立人以外に確認できない。

加えて、A社に照会したところ、申立期間において申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる特別の事情は考えられない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した同僚5人に照会したところ、全員から回答があ

り、そのうちの3人から、申立期間当時の事業主は、社員を差別することなく同様の取扱いをしていたので、厚生年金保険の加入についても、社員全員が加入していたと思う旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人の同僚の同社における申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和38年3月から39年9月までは1万円、同年10月から40年3月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、関連資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主は社会保険事務所（当時）の記録どおりの申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 茨城厚生年金 事案 648

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和43年8月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月2日から44年8月10日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和43年8月2日から50年5月1日までの期間のうち、43年8月2日から44年8月10日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

社員原簿により、昭和30年5月28日に入社後、60年6月28日に退職するまで、A社に勤務したこと、また、43年8月2日付けで、同社C支店から同社B営業所に異動したことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社が保管する「社員原簿(写)」により、申立人は、昭和30年5月28日から60年6月28日まで継続して勤務し、43年8月2日付けで、同社C支店から同社B営業所に異動したことが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」により、申立人が、A社において厚生年金基金加入員資格を昭和43年8月1日に取得し、継続して60年6月28日まで加入していることが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、厚生年金基金の資格取得及び喪失に係る届出は、複写式の様式を用いて行っていたと思われる旨の回答が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和43年8月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会(回答)」に記載されている額から、6万円とすることが必要である。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月30日から同年5月9日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、昭和53年4月30日である旨の回答を受けた。

私は、昭和53年5月8日までA社に勤務しており、当該資格喪失日は同年5月9日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和52年4月1日、離職日が53年5月8日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたA社における昭和52年4月分から53年4月分までの給与明細書及び同社の元事業主の証言により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社における昭和53年4月分の給料支払明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額により、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほ

かに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月21日から同年3月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和41年1月21日から同年3月1日までの記録が無かった旨の回答を受けた。昭和41年1月21日に出向期間を終え、出向先のB社から出向元のA社に戻ってきており、年金記録に空白が生じるはずはない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C健康保険組合に照会したところ、同組合の被保険者資格取得日は昭和40年3月1日となっているとの回答が得られた。

さらに、申立人と同時期にB社に出向し、A社に復帰した同僚6人のうち存命中の5人及びB社において申立人と一緒に勤務した者に照会したところ、3人から、申立人は昭和41年1月21日ごろにA社に復帰したと思うとする旨の証言が得られた。

加えて、上記同僚6人の記録には、A社に復帰した時に被保険者期間の欠落は無く、同社に保存されていた当該同僚のうち2人の人事記録にある復帰日と、社会保険事務所（当時）の記録にある同社における被保険者資格取得日は一致している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和41年3月のA社における資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間当時の資料が保存されておらず不明と回答しているが、同社から提出された「厚生年金保険加入台帳」にある申立人の資格取得日が、昭和41年3月1日となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月分及び同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、C社）B所に勤務していた昭和37年4月1日から同年7月1日までの期間のうち、同年6月20日から同年7月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和37年4月の入社から平成7年6月の退社まで、A社及びその関連会社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社総務人事部長から申立人に交付された在籍に係る証明書及び同社から提出された人事記録により、申立人は、昭和37年4月1日から平成7年6月29日までA社及びその関連会社に継続して勤務していることが確認できる上、昭和37年7月1日付けで、A社B所から同社D所に異動したことが確認できる。

また、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用について、C社に照会したところ、当時の関連資料は残存していないものの、申立人が、当時、A社に在籍していたことが確認できることから、厚生年金保険料についても給与から控除されているはずであり、何らかの事情で事務処理が誤ったものと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社B所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B所における昭和37年5月のオンライン記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、同社から提出された申立人のA社B所勤務に係る厚生年金保険個人カードの資格喪失年月日が、昭和37年6月20日となっており、オンライン記録と一致していることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、現在勤務しているA社において、平成7年4月1日から同年7月1日までの期間の記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、平成7年4月1日から間違いなくA社に勤務しており、申立期間について給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書もある。このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険料（1万5,950円）を給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人については、平成7年4月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格取得の届出をすべきところを、事務手続の誤りにより同年7月1日付けとしてしまったと述べており、また、申立期間において、継続して申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額により、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人について被保険者の資格取得日を誤って届け出た旨を認めていることから、事業主から社会保険事務所（当時）へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 茨城国民年金 事案 948 (事案 823 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から62年3月までの期間及び同年4月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から62年3月まで  
② 昭和62年4月から平成3年3月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和59年10月から62年3月までの国民年金保険料が未納とされており、同年4月から平成3年3月までの期間について国民年金の未加入期間とされていた。

私は、20歳(昭和59年)当時は予備校生であり、昭和61年4月から平成3年3月までは学生であった。申立期間については、国民年金任意加入期間であったにもかかわらず、母が、昭和59年10月に国民年金の加入手続きを行い、毎月保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間①の保険料が未納とされていること及び申立期間②について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人には、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の国民年金被保険者の国民年金手帳記号番号から、平成3年4月であると考えられ、この時点では、申立期間①のすべて及び申立期間②の大半については、時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間に係る、その父の預金月間取引明細表を提出しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月14日から同年7月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和40年4月14日から同年7月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社には、昭和34年6月1日に入社してから退職するまで、継続して勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた者のうち、連絡先の判明した9人に照会したところ、7人から回答が得られ、そのうちの1人から、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していた旨の証言が得られた。

しかし、A社に照会したところ、申立期間当時の書類が残存していないため、申立人に係る申立期間当時の勤務状況について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、B社本社において同資格を取得していることが確認できることから、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和40年7月1日に、同社における被保険者資格を取得した者について調べたところ、同社において同資格を取得する前に、A社において同資格を有していた者が25人いることが判明した。また、そのうち連絡先の判明した10人に照会したところ、6人から回答があり、そのうちの1人から、申立人は、昭和40年

4月ごろから、B社本社に勤務していた旨の証言が得られた。

さらに、労働局に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和38年8月21日、離職日が40年4月14日である旨の回答が得られたほか、B社本社は、46年7月9日に、雇用保険の適用事業所となった旨の回答が得られた。

加えて、申立人は、昭和40年5月に、給与改訂を巡るトラブルから、B社本社を立ち上げたと主張しているものの、同社の同僚は、A社においてトラブルがあったのは同年3月ごろであったとしており、申立人と自身は、同年4月からB社本社に勤務していた旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 13 日から 43 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 8 月 13 日から 43 年 4 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、将来、独立したいと考え、Bの技術を覚えるためにA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事務担当者から、当時、申立人の上司で、後に取締役業務部長になった者（故人）から、申立人について、「C地方からBの技術習得のために入社した。」と、聞いたことがある旨の証言が得られたほか、現在、同社に在籍している者の証言から、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社が保管する「厚生年金一覧表」には、申立人の名前は見当たらない。

また、D健康保険組合に照会したところ、申立人の健康保険の加入の有無については確認できない旨の回答が得られた。

さらに、申立人と同様に技術習得のために入社した同僚はおらず、申立人の厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落

したものとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 27 日から 37 年 4 月 21 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた昭和 36 年 8 月 27 日から 37 年 4 月 21 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、入社と同時に厚生年金保険に加入し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社B営業所に勤務していたことは、同僚の証言により推認できる。

一方、申立人が名前を挙げている同僚3人のうち、連絡先が判明した2人に照会したところ、全員から回答が得られ、自身が証言する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が7か月ないし8か月遅いことが確認できるほか、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の前後に同社において被保険者資格を取得している者は20人いることが確認でき、そのうち連絡先が判明した4人に照会したところ、そのうちの1人から、自身が証言する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が4か月遅いことが確認できることから、申立期間当時、同社においては、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、申立人が名前を挙げている同僚のうち、上記回答があった一人からは、自身の入社は昭和 36 年 10 月ごろであり、厚生年金保険被保険者となった 37 年 5 月 1 日以降に給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶はあるが、それより前に保険料を控除されていた記憶は無い旨の証言が得られた。

さらに、閉鎖商業登記簿謄本により、A社は昭和 42 年 3 月に解散していることが確認できるほか、同謄本に記載のある事業主の連絡先は不明であるため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年から 29 年まで  
② 昭和 30 年から 32 年まで  
③ 昭和 32 年から 33 年まで  
④ 昭和 33 年から 35 年まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社又はB社に勤務していた昭和27年から29年までの期間、C社に勤務していた30年から32年までの期間、D社に勤務していた同年から33年までの期間及びE社に勤務していた同年から35年までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、各事業所の入社時に、各事業主から、厚生年金保険に加入していると言われたことを記憶している。

このため、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地に、「A社」の商業登記簿は確認できない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、「A社」、「B社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地に該当事業所は見当たらず、また、F県G市に「B社」が存在していることが確認できたものの、同社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和51年4月15日であり、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。



さらに、申立人は、申立期間①当時の同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

- 2 申立期間②について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地に、「C社」の商業登記簿は確認できない旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、「C社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、H自治体I区に「C社」が存在していることが確認できたことから、同社に照会したところ、申立期間②当時、申立人が主張する所在地に支店、出先機関等は無かった旨の回答が得られたほか、当時の書類は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について確認できない旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、申立期間②当時の同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

- 3 申立期間③について、法務局に照会したところ、申立人が主張する所在地に、「D社」の商業登記簿は確認できない旨の回答が得られたほか、類似の名称の事業所として、「J社」の商業登記簿は確認できる旨の回答が得られたものの、同登記簿により確認できる同社の会社設立日は昭和45年3月27日である上、所在地も異なるため、申立人の主張する事業所とは考え難い。

また、オンライン記録により、「K社」及び類似の名称を含む事業所を検索した結果、申立人が主張する所在地以外で「K社」が存在していることが確認できたものの、同社は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和44年4月1日であり、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、申立期間③当時の同僚の名前を記憶していないため、申立人に係る当時の勤務状況等について、具体的な証言を得ることができない。

- 4 申立人が申立期間④当時にE社に勤務していたことは、当時の同僚及び事業主の親族の証言により推認できる。

しかし、E社に照会したところ、申立期間④当時の書類は残存していないため、申立人の厚生年金保険の加入については確認できない旨の回答が得られた。

また、申立期間④当時、E社において被保険者資格を有し、存命中で連絡先が判明した同僚一人に照会したところ、回答が得られたものの、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から 47 年 4 月 30 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 2 月 1 日から 47 年 4 月 30 日までの期間のうち、44 年 5 月 1 日から 47 年 4 月 30 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。  
昭和 44 年 2 月 1 日から 47 年 4 月 30 日までの期間、A社でBの仕事をしていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた者のうち、存命中で連絡先の判明した3人に照会したところ、2人から回答が得られたものの、申立人について記憶していない旨の回答が得られた。

また、回答が得られた同僚のうち、一人は、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたことが判明したことから、厚生年金保険の適用について照会したところ、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間以前より、C市に居住していることから、国民健康保険の加入記録について、C市役所に照会したところ、加入日は昭和 32 年 10 月 1 日であり、申立期間についても国民健康保険に加入している旨の回答が得られた。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前

を挙げた同僚二人のうち、名前が確認できた一人は、同社において厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できるものの、被保険者期間は10か月であり、申立人が主張するこの同僚の勤務期間38か月との間に28か月の相違が見られる。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和44年2月1日、離職日が同年4月30日である旨の回答が得られた。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 9 日から 38 年 11 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間について、昭和 39 年 4 月 7 日に脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、勤務期間当時、私の厚生年金保険被保険者証は事業所で保管されていて、私の手元にはなかったことを記憶しており、また、脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱C」の表示が記されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和39年4月7日に、申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間以外に脱退手当金の計算基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人以外に「脱C」の表示がある者は一人であり、その一人についてもオンライン記録から脱退手当金の支給記録があることが確認でき、このことについて当人に照会したところ、脱退手当金を受領したことを記憶しているとともに、申立人が結婚を理由に退職したことのほか、当時、結婚を理由に退職をした同僚

は、皆、脱退手当金を受領していたこと、また、同社の事務員が代理請求を行っていた旨の証言が得られた。

なお、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、B社に照会したものの、代理請求に関する具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 11 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 11 日までの期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けた。申立期間直後にすぐ就職しており、厚生年金保険を脱退するはずはなく、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 2 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所（当時）の記録上、申立人の申立期間における健康保険整理番号の前後 100 人ずつのうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 11 月の前後 2 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性は、申立人を除き 23 人確認できるが、そのうち脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を除いて 14 人いることが確認でき、そのうち 12 人は資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立期間についてもその委任に基づき事業主による代

理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間後、再度A社に入社しているが、その際の厚生年金保険被保険者手帳記号番号が、申立期間のものと相違していることから判断すると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。